

複合機保守契約書（案）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

大和高田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に、複合機及びその付属品（以下「物件」という。）の保守点検並びに調整等の処置を行うことに関して、次のとおり契約を締結する。

（保守点検の目的物件）

第1条 保守点検の目的物件は下記のとおりとする。

- （1） 機種 〇〇〇（カラー）
- （2） 付属品 別紙「総務課複合機売買仕様書」のとおり
- （3） 数量 カラー4台
- （4） 設置場所 別紙「総務課複合機売買仕様書」のとおり

（契約期間）

第2条 契約期間は令和9年1月1日から令和13年12月31日までとする。

（保守内容）

第3条 乙は物件を常に良好なる運転状態に保つように、1ヶ月に1回、乙の技術員を設置場所に派遣し、点検及び調整を行わなければならない。

- 2 物件が故障した場合、甲の要請に基づき乙は技術員を設置場所に派遣し、点検及び修理に着手させるとともに、速やかに正常な状態に回復できるよう努めなければならない。
- 3 前項の作業の実施に当たっては、甲所定の時間内に行うものとする。
- 4 その他、乙が行う保守の内容は別紙「総務課複合機保守仕様書」のとおりとする。

（適用除外）

第4条 物件が次の原因により故障又は損傷した場合、乙は第6条に基づく料金のほかに、正常な状態に回復させるのに要した費用を甲に請求することができる。

- （1） 乙の技術員以外の者による改造修理、分解又は加工
- （2） 乙所定以外の部品又は消耗品等の使用
- （3） 甲の故意又は重大な過失による使用等、甲の責めに帰すべき事由
- （4） 火災、天災地変等、乙の責めに帰すべからざる事由

（消耗品等の供給）

第5条 乙は複合機に必要なステープル針及び用紙以外の消耗品（トナー等）の供給を行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

（保守料金）

第6条 保守料金は白黒1枚単価〇．〇〇円、カラー1枚単価〇．〇〇円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、別途）とし、1ヶ月の使用枚数に1枚単価を乗じて算出する。ただし、乙が複合機の点検又は調整のため使用した枚数及び乙の責めに帰すべき原因により生じた不良の複写の枚数（以下「不良枚数」という。）は、当該1ヶ月の使用枚数から除くものとする。

- 2 前項の不良枚数が把握できないときは、白黒、カラーにおける1ヶ月の各総複写枚数の3パーセントに相当する枚数を使用枚数から除くものとする。この場合、小数点以下は切り上げる。
- 3 保守料金の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(消費税及び地方消費税)

第7条 消費税等は消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

- 2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(代金請求及び支払)

第8条 乙は第6条の保守料金に消費税等を加算して毎月甲に請求し、甲は乙の請求のあった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(契約保証金)

第9条 この契約に関する契約保証金は全額免除とする。

(報告)

第10条 乙は第3条に規定する作業を完了したときは、書面によりその報告を行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙はこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(一括委任等の禁止)

第12条 乙は契約履行についてその全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 乙は保守業務の実施中、その責めに帰すべき事由により、甲の物件及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、天災、その他不可抗力によると認められた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第14条 甲は乙からの契約の解除の申入れがあった場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 乙が契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 乙が正当な理由がなく契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、

支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員(大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第15条 前条各号に該当し契約を解除したときは、甲は乙に対し、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の総額(以下「契約金額相当額」という。)から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(談合等による解除)

第16条 甲は乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令)が確定したとき。

(2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第17条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額相当額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も同様とする。

(秘密の保持)

第18条 乙はこの契約により知り得た情報を外部に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関する訴訟については甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(特約事項)

第20条 この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲はこの契約を変更し、又は解除することができる。

(その他)

第21条 この契約に定めのない事項については、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

(甲) 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

(乙) ○○○
○○○
○○○ ○○○